

はむら少年サッカークラブ規約

第1章 名称と事務局

第1条 本クラブは「はむら少年サッカークラブ」と称する。

第2条 本クラブの事務局は、その年度の部長宅に置く。

第2章 目的と事業および運営

第3条 本クラブはサッカー練習の全課程を通じ、健康な身体づくりと相互の明るい友情をはぐくみ、チームワークと自主性と社会性を涵養することを目的とする。(クラブは会員の主体性において運営する)

第4条 本クラブは前条の目的を達成するために次のような事業を行う。

- (1) 通常のトレーニング(審判講習も含む)
- (2) 合宿などによる特別トレーニング
- (3) 他地域、同種クラブとの交流、親善試合
- (4) 各種少年公式試合への参加出場
- (5) 前条の目的を達成するために有効と思われる事業
- (6) 会員が主体性をもって企画、計画する事業

第5条 本クラブの事業を思想、宗教、政治などの影響によって運営したり、または、妨害することは如何なる事由からも許されない。

第3章 会員の資格と構成

第6条 本クラブは原則として羽村市の小学生および中学生とする。但し、クラブが通常トレーニングを行うグラウンドへの交通等に支障がなく、部長が加入を認めた者とする。

第7条 本クラブは第6条に該当する会員を正会員とし、正会員(役員会が認めた場合はOBを含む)の父母を副会員とする。

第4章 入会および退会

第8条 第6条に該当する者はクラブの定める手続きをもって加入する。但し、入会時期は原則、3月および9月の年2回とする。

第9条 入会の申し込みは部長に行い、部長は必要に応じ、監督および役員に諮って入会の可否を決定する。

第10条 入会を認められた者は、すみやかに会費を納入し、監督、コーチの指示に従って練習等の事業に参加し、会員としてのマナーをよく守って行動する。また、その会員の父母は父母会に自動的に入る。

第11条 退会は原則として自由であるが、書面をもって部長に通知する。

第12条 退会の場合、既に納入した会費は特別な事情がない限り返金しない。

第13条 入、退会に関する事務手続は1ヶ月を単位とする。

第5章 事故の処理と保険

第14条 本クラブの正会員及び役員会が認めた副会員は、クラブが団体契約する保険会社のスポーツ保険に加入する。

第15条 クラブ活動中に不測の事故が発生し、会員が怪我などをした時、その怪我の内容の如何を問わず現場でなし得る応急処置、手当は行うが、それ以降の手当は専門医療機関に委任する。会員が傷害事故を受けあるいは起こした場合の保証は、本クラブが契約している保険会社の保証の範囲内とする。本クラブ及び個人では保証しない。

第16条 クラブの移動に自家用自動車を利用し、交通事故を受けあるいは起こした場合の保証は、利用した自動車の保険の保証範囲内とする。本クラブ及び個人では保証しない。

第6章 役員と監督と主将

第17条 本クラブに次の役員を置き第2章のすみやかな実行を助ける。

- | | | | |
|---------|------------------|-----|-----|
| (1) 部長 | (会務を統括) クラブを代表する | 副会員 | 1名 |
| (2) 副部長 | (部長を補佐する) | 副会員 | 若干名 |